

No.15 過重労働者の面接指導（帳票）

○年 3, 4 月分

親展 所属長 殿

勤労課

過重労働による健康障害防止のための産業医面談のお願い

過重労働による健康障害防止のため、月 100 時間を超える時間外労働を行わせた場合又は 2 か月間ないし 6 月間の 1 か月平均の時間外労働を、80 時間を超えて行わせた場合については、会社は、当該従業員と産業医の面接による保健指導を受けさせなければなりません。（平成 14 年基発第 0212001 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」）

つきましては、下記の方が該当されますので、添付面談票を渡し、特別な理由がある場合を除いて書類受領後速やかに（目安 1 週間）産業医と面談させてください。（本人長期出張などで不在の際には、下記の「不在理由欄」に面談不可能な理由を記載し、添付面談票とともに、勤労課へ返送ください。）

記

対象者について

所属名： _____ 氏名： _____ ()

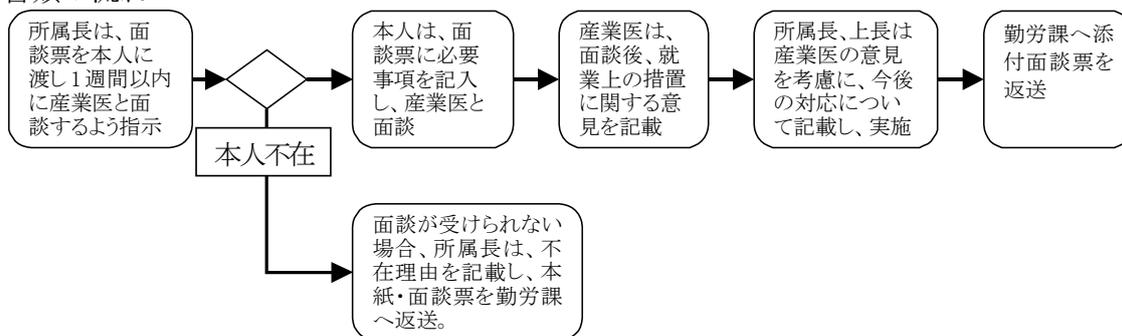
| 月分 | 時間外労働 (A+B) | 普通残業 A | 休日残業 B |
|------|-------------|--------|--------|
| 4 月分 | 対象外 | 対象外 | 対象外 |
| 3 月分 | 97 | 97 | 0 |

本人不在理由（受領後 1 週間以内に面談できない場合に所属長がご記入願います）

| 不在期間 | 本人不在の理由 |
|--------------|------------------|
| 年 月 日まで不在予定 | |
| 記載者氏名： _____ | 記載日： _____ 年 月 日 |

以上

書類の流れ



秘

○年 3, 4 月分

所属長

本人(本紙持参の上、産業医へ)

| | | | |
|-----|----|-----|-------|
| 所属長 | 上長 | 勤労課 | 事業所総務 |
| | | | |

所属： _____ 殿 ()

勤労課

過重労働による健康障害防止のための面談票

本面談票は過重労働による健康障害防止のための産業医面談対象者に送付されます。
 この書面の対象者の方は、下記欄に必要事項記載のうえ、特別な理由がある場合を除き、書類受領後速やかに(目安 1 週間)に産業医の面談を実施してください。
 (内線〇〇〇 (産業医) に連絡し、面談予約をしてください。)

本人記載欄

| 業務内容または進捗状況 | 作業環境 |
|-------------|-------------|
| 本人記載 | |
| 記載者氏名 : | 記載日 : 年 月 日 |

産業医が記載

| | |
|----------------------|-------------|
| 就業上の措置に関する意見 (産業医記載) | 面談日 : 年 月 日 |
| <input type="text"/> | |
| 産業医 〇〇〇〇 印 | |

面談後、本人が提出した際に所属長が記載

| | |
|----------------------|-------------|
| 今後の対応について (所属長記載) | |
| <input type="text"/> | |
| 記載者氏名 : | 記載日 : 年 月 日 |